

#### 第四章 役員

- 第10条 本会に次の役員をおく  
会長 1 名、副会長若干名、理事（12 名以上～ 16 名以下とする）、会計 1 名、会計監事 2 名。
- 第11条 会長は本会を代表する。副会長は会長を補佐し、会長事故ある時はその職務を代行する。  
理事は会長、副会長を助け会務を遂行する。
- 第12条 会計は会計事務を取扱う。
- 第13条 会計監査は会計を監査する。
- 第14条 会長、理事、会計監事は総会において承認を得て就任する。  
副会長、会計は会長指名とする。
- 第15条 本会に顧問、相談役をおく事が出来る。
- 第16条 役員任期は 2 年とし、再任をさまたげない。欠員が生じた時は、すみやかに補充し、任期は前任者の残余期間とする。
- 第17条 役員は任期が満了しても、後任者が決定するまでは、その職務を務めるものとする。

#### 第五章 会議

- 第18条 定時総会は毎年 1 回、臨時総会は必要に応じて会長が招集する。
- 第19条 総会は会員の過半数（委任状を含む）の出席で成立し、出席者の過半数で決する。
- 第20条 理事会は本会の協議及び執行の中心機関で会長、副会長、理事、会計を以って構成し、会長が之を招集する。議事は出席者の過半数を以って決する事が出来る。
- 第21条 本会の目的を達するために地区会を開催する。又、委員会等を設置する事が出来る。
- 第22条 理事会は原則として年 6 回以上開催する。

#### 第六章 会計

- 第23条 本会の会計は会費及びその他の収入を以ってこれにあてる。  
または会費は以下の通りとする。

1 店舗（保険薬局）	月額 2,000 円
1 店舗（店舗販売業・卸売販売業）	月額 1,000 円
個人会員（学薬・休診等の方）	月額 1,000 円
（1 店舗で 2 名以上の入会は 2 名目から個人会員扱いとなります）	

#### 2. 入会金は 10,000 円とする。

- 第24条 退会者には会の財産を分与しない。
- 第25条 本会の会計年度は、4 月 1 日より翌年 3 月 31 日とする。

#### 附 則

- 第26条 本会則は総会決議により変更することが出来る。
- 第27条 本会運営の細則は理事会に於いて定める。
- （1）平成 18 年 5 月 17 日 一部改正施行
  - （2）平成 20 年 5 月 21 日 一部改正施行
  - （3）平成 22 年 5 月 19 日 一部改正施行
  - （4）平成 24 年 5 月 23 日 一部改正施行
  - （5）平成 25 年 5 月 22 日 一部改正施行
  - （6）平成 27 年 5 月 20 日 一部改正施行
  - （7）平成 29 年 5 月 24 日 一部改正施行